

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV-5 指定親会社グループについて</p> <p>IV-5-3 自己資本の充実</p> <p>IV-5-3-6 早期警戒制度</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 早期警戒制度</p> <p>基本的な収益指標を基準として、収益性の改善が必要と認められる最終指定親会社に関しては、<u>原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には法第57条の23に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、法第57条の19に基づき業務改善命令を発出するものとする。</u></p>	<p>IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV-5 指定親会社グループについて</p> <p>IV-5-3 自己資本の充実</p> <p>IV-5-3-6 早期警戒制度</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 早期警戒制度</p> <p>基本的な収益指標を基準として、収益性の改善が必要と認められる最終指定親会社に関しては、<u>以下の①から③の対応等を行い、必要な場合には法第57条の23に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、法第57条の19に基づき業務改善命令を発出するものとする。</u></p> <p>① 当局における分析</p> <p><u>収益性のみならず、経営環境やビジネスモデルを含め、リスクテイク・自己資本が現在の状況にある背景・要因を総合的に分析し、最終指定親会社が抱えている課題及びその原因について仮説を構築する。</u></p> <p>② 対話を通じた課題の明確化と共有</p> <p><u>構築した仮説に基づき、最終指定親会社の自己評価を十分に踏まえながら、当局と最終指定親会社との間で深度ある対話を行い、課題及びその原因を明確化し、共有する。</u></p> <p>③ 改善に向けた監督・対話</p> <p><u>共有された課題認識に基づき、原因への対応も含めて必要な改善対応策の策定を促す。必要に応じて、当該改善対応策の実行状</u></p>

現 行	改 正 案
	<u>況のフォローアップを行う。</u>